

四日市市告示第 419 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年 7 月 27 日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

整理番号	路線名	起 終 点	幅員(m)	延長(m)
1	茂福69号線	茂福町1645-6 茂福町1645-5	5.0~12.2	25.0
2	八田32号線	八田二丁目1176-5 八田二丁目1176-13	6.0~10.1	92.3
3	八田33号線	八田一丁目1898-1 八田一丁目1898-3	5.0~7.1	34.9
4	大井手44号線	大井手二丁目63-6 大井手二丁目63-1	6.0~13.0	64.9
5	大井手45号線	大井手二丁目63-7 大井手二丁目63-8	6.0~13.0	22.3
6	大井手46号線	大井手一丁目140-8 大井手一丁目140-11	6.0~9.5	47.7
7	采女109号線	采女町小藪125 采女町小藪125	5.0~10.4	34.2
8	西富田52号線	西富田二丁目384-9 西富田二丁目385-6	6.0~11.0	70.7
9	大矢知121号線	大矢知町尻江342-1 大矢知町尻江342-1	6.0~9.5	51.3
10	大矢知122号線	大矢知町尻江346-1 大矢知町尻江345-8	6.0~14.0	77.4